

三重県会計規則第73条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 業務名

伊勢警察署樹木剪定等業務委託

2 業務内容

別添「伊勢警察署樹木剪定等業務委託仕様書」のとおり。

3 参加資格

シルバー人材センター等からの役務の調達に関する要綱第4条に規定する「シルバー人材センター等登録名簿」に登録されている者

4 見積書提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年1月26日(月) 午後3時必着

(2) 提出場所

伊勢市神田久志本町1481-3 伊勢警察署会計課

5 契約締結予定日

令和8年2月2日(月)

6 契約の相手方の決定方法

(1) 見積合せを行い、予定価格の制限の範囲内である者が複数であった場合は、最低価格を提示した者を当該契約事業者に決定する。

(2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認の上、当該契約事業者に決定する。

7 担当所属

伊勢市神田久志本町1481-3

伊勢警察署会計課

電話（FAX）0596-20-0110

8 契約の解除、違約金等

(1) 発注者は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(2) 発注者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収するものとします。

(3) 発注者は、受注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収するものとします。

(4) その他記載がない事項については、規則の定めるところによるものとする。規則については下記URLを参照。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

## 9 特記事項

(1) 受注者が、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 受注者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。